

石川町投票区再編計画 (案)

令和7年3月

石川町選挙管理委員会

目次

1	投票区再編の趣旨	1
2	投票区の現状と課題	2
3	投票区再編の目的	5
4	投票区再編の基本的な考え方	5
5	投票区再編の内容	5
6	投票区再編に伴う選挙ポスター掲示場の見直し	7
7	投票区再編の効果	7
8	投票区再編の実施時期	7
9	投票区再編への対応	8

1 投票区再編の趣旨

昭和30年3月に1町5か村が合併し、現在の形となった石川町は、令和7年3月で合併から70年を迎えます。昭和30年10月1日現在の人口は25,117人(4,127世帯)ありましたが、年々人口減少が進み、令和6年10月1日現在では13,735人(5,808世帯)まで減少しています。この人口減少傾向は、全国的に問題化している少子高齢化や過疎化等により、今後も続いていくことが予想されます。

人口減少により選挙人名簿登録者数(有権者数)が減少する一方、平成15年12月から始まった「期日前投票制度」は、年々利用者が増加しており、直近の衆議院議員総選挙では投票者のうち約5割の方が期日前投票を行っています。

また、公職選挙法が改正されるなど、選挙を取り巻く状況は劇的に変化しています。

このような状況の中、行財政改革の推進による財政規模の縮小や選挙費用の抑制、事務の効率化による職員数の減少等により、21ある現在の投票区を今後も維持すべきかどうかについては、検討が必要な時期になってきていることを踏まえ、石川町選挙管理委員会では、今後の効率的な選挙執行に向けて、適正な投票区のあり方を検討することとしました。

未来をつくる
あなたの一票大切に



2 投票区の現状と課題

石川町では長年にわたり21投票区で選挙を執行してきました。(表1)

投票区の設定基準については、法令等に明確な規定がなく、昭和44年に発出された旧自治省選挙部長通知以降、投票区の設定基準に関する公的な通知は出ておりません。昭和44年当時とは選挙を取り巻く状況や生活環境も大きく変化しており、現状を踏まえて投票区を設定することが必要です。

本町における現在の投票区は、各行政区や地理的要件等を勘案し設けられていますが、近年、少子高齢化や過疎化による人口減少により、有権者数は減少しています。令和6年12月定時登録時における本町の有権者数は11,995人で、有権者数が最も多いのが石川投票区の1,867人、最も少ないのが北山形投票区の127人となっており、その差は14.7倍となっています。(表2)

有権者数が減少することで投票管理者や投票立会人の選任も困難になりつつあります。

また、平成15年の公職選挙法の改正により、従来の不在者投票より条件が緩和された「期日前投票制度」が創設されましたが、期日前投票による投票者数の割合は年々増加しており、投票日当日に投票所で投票する有権者が減少傾向にあります。(表3)

さらに、選挙執行経費基準法の改正により、国政選挙における選挙委託費が抑制されていることにより、投票区の見直しによる選挙事務に適正化が必要となっており、全国的にも投票区の見直しが進められています。(表4)

町の選挙においては、選挙に係る経費はすべて町の負担となり、選挙執行経費についても、歳出の見直しや縮減を図ることが必要になっています。

投票所については、高齢者や障がい者が投票しやすい環境を確保するため、投票所となる施設のバリアフリー化が求められているところですが、一部の投票区で投票所として使用している施設では入り口に段差がある等、バリアフリー化がされていないもの他に投票所となりうる施設がないため、やむを得ず使用している現状があります。

また、平成28年6月に公職選挙法の改正により制度化された「共通投票所」は、町内のどの投票区に属する有権者でも投票が可能である便利なものですが、設置のためには、二重投票の防止のため、すべての投票所をオンラインで接続し、有権者の投票状況をリアルタイムで共有する必要がある、そのための必要な設備(光ファイバー回線等)が整備されている施設を投票所として選定していく必要があります。

表1 石川町投票区

投票区名	区域
石川投票区	字北町、高田の一部、屋敷入、古館の一部、境ノ内、一ノ沢、江堀田、長郷田、新町、矢ノ目田、鹿ノ坂の一部、南町、関根、下泉の一部、大室の一部、大字双里字本宮の一部
当町投票区	字下泉の一部、大室の一部、立ヶ岡、塩沼、豆ヶ平、大沢、当町、白石、松木下、猫啼の一部を除く、渡里沢の一部
新田投票区	字飛ヶ作の一部、前ノ内、塩ノ平、大橋、草倉田、轡取、石田、弥吾、大内、古館の一部、長久保、鹿ノ坂の一部、渡里沢の一部、石塚、秋台、柳作、大五郎内、高田の一部
外楨投票区	字王子平、梁瀬、曲ノ内、成亀、宝殿前、和久、入山、下ノ内、新屋敷、麦ノ内、飛ヶ作の一部、外国見、国見、西ノ又、原、大字中野字井戸上の一部
沢田投票区	大字沢井（字東内打、上ノ池の一部、伏木、高原、深谷、真明田の一部、田川、川井、五反歩の一部を除く。）、大字新屋敷、大字赤羽字古宿の一部、葦草の一部
赤羽投票区	大字赤羽（字古宿の一部、葦草の一部を除く。)
山沢投票区	字猫啼の一部、大字沢井字東内打、上ノ池の一部、伏木、高原、深谷、真明田の一部、田川、川井・五反歩の一部、大字山形字兎田、菖蒲沢、滝尻、五斗蒔、大豆久内、作田、八升蒔の一部、関田の一部、横山の一部
山形投票区	大字山形（字兎田、菖蒲沢、滝尻、五斗蒔、大豆久内、作田、八升蒔の一部、関田の一部、横山の一部を除く。)
南山形投票区	大字南山形
板橋投票区	大字板橋
北山形投票区	大字北山形
双里投票区	大字双里（字本宮の一部を除く。）、大字形見
谷沢投票区	大字谷沢
谷坂投票区	大字坂路、大字谷地
中田投票区	大字中田
母畑投票区	大字母畑字樋ノ口、湯前、高蔵内、長石田、居矢塚、山田、樋田、清水作の一部、梅木入、小田口、丈田の一部、宮田、東、天升作の一部、大字湯郷渡、大字北山字菅田の一部、関場の一部
上母畑投票区	大字母畑字丈田の一部、新屋敷、天升作の一部、恵瀬郷、大作、藤扱沢、猫塚、竹ノ内、朝日段、手倉、前手倉、八升蒔、法昌段、前午沼、牛沼、滝ノ平、堀ノ内、柳久保、庫埜前、道面、後天升作、道久保、田ノ入、恵門戸内、七森、清水作の一部
羽貫田投票区	大字北山（字菅田の一部、関場の一部を除く。)
中野投票区	大字中野（字井戸上の一部、鍛冶内の一部を除く。) 大字曲木字燈籠場の一部
曲木投票区	大字曲木（字燈籠場の一部を除く。)
塩沢投票区	大字塩沢、大字中野字鍛冶内の一部

表2 選挙人名簿登録者数（令和6年12月2日現在）

投票区名	男	女	計
石川投票区	892	975	1,867
当町投票区	629	682	1,311
外楨投票区	198	207	405
新田投票区	428	417	845
沢田投票区	506	493	999
赤羽投票区	148	151	299
山沢投票区	158	135	293
山形投票区	171	120	291
南山形投票区	103	132	235
板橋投票区	199	170	369
北山形投票区	62	65	127
双里投票区	604	668	1,272
谷沢投票区	118	116	234
谷坂投票区	116	111	227
中田投票区	209	215	424
母畑投票区	224	220	444
上母畑投票区	123	115	238
羽貫田投票区	75	67	142
中野投票区	388	425	813
曲木投票区	190	207	397
塩沢投票区	402	361	763
合計	5,943	6,052	11,995

表3 石川町議会議員選挙における期日前投票者数の推移

執行年月日	投票者総数	期日前投票者数	期日前投票者数割合
H19.9.9	13,154	1,806	13.7%
H23.9.4	10,910	2,304	21.1%
H27.9.6	10,644	3,030	28.5%
R元.9.8	9,032	3,473	38.5%
R5.9.3	8,188	3,804	46.5%

表4 衆議院議員総選挙における全国の投票所数の推移

執行年月日	投票所数	前回比
H17.9.11	53,021	
H21.8.30	50,978	▲2,043
H24.12.16	49,213	▲1,765
H26.12.14	48,617	▲596
H29.10.22	47,741	▲876
R3.10.31	46,455	▲1,286
R6.10.27	45,429	▲1,026

3 投票区再編の目的

投票区の現状と課題を踏まえ、次の4点を目的として投票区の再編を検討します。

- ①人口規模や社会情勢に対応した投票区の適正化
- ②投票管理者、投票立会人及び投票事務従事者の確保
- ③選挙執行経費の縮減
- ④高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化がなされ、かつ、共通投票所の設置を見据えたオンライン化が可能な設備を備えた施設（投票所）の選定

4 投票区再編の基本的な考え方

次の5点を投票区再編の基本的な考え方とします。

- ①合併前の旧町村（大字）単位を基本とした再編を行います。
- ②再編後の各投票区の投票所は、バリアフリー化され、かつ、オンライン化に対応した光ファイバー回線等が常設された公共施設を基本とします。
- ③期日前投票所を石川自治センターから役場町民ロビーへ変更し、よりバリアフリーな投票所と、職員の移動によるロスを減らすことによる事務従事者の確保を図ります。
- ④投票所の廃止により投票所までの距離が遠くなることを勘案し、移動支援等による投票機会の確保を図ります。
- ⑤共通投票所を設置し、すべての投票区の有権者が投票できる投票所を整備します。

5 投票区再編の内容

前述の投票区再編の目的及び基本的な考え方を踏まえ、次のとおり投票区の再編を行います。

- ①合併前の旧石川町の区域（以下「旧町内」という。）については、有権者の多い石川投票区を残し、当町投票区を石川投票区に統合します。また、外楨投票区と新田投票区を統合し、石川町役場に投票所を設置します。
- ②旧町内以外の区域については、合併前の旧村ごとに1投票区とする統合を行い、距離・地形等を勘案し、より利便性の良い場所に投票所を設置します。
- ③再編後の旧町内以外の投票区の投票所は、各自治センターを基本とします。
- ④投票区が統合され投票所が遠くなる有権者の利用等を想定し、投票所への移動支援を行うとともに、石川町共同福祉施設と石川町役場に、すべての投票区の有権者が利用できる「共通投票所」を設置します。

表5 投票区再編一覧表

現 行			再 編 後			
投票区	投票所	有権者数	投票区	投票所（候補）	有権者数	対象区域
			第1 共通	石川町共同福祉施設		全域
			第2 共通	石川町役場		
石川	石川町共同福祉施設	1, 8 6 7	石川 第1	石川町共同福祉施設	3, 0 5 2	字北町、高田の一部、屋敷入、古館の一部、境ノ内、一ノ沢、江堀田、長郷田、新町、矢ノ目田、鹿ノ坂の一部、南町、関根、下泉、大室、立ケ岡、塩沼、豆ケ平、大沢、当町、白石、松木下、猫啼、渡里沢の一部 ※石川投票区に編成されている「大字双里字本宮の一部」は中谷投票区へ再編
当町	石川町勤労青少年ホーム	1, 3 1 1				
外楨	王子平集会所	4 0 5	石川 第2	石川町役場	1, 2 7 8	字飛ケ作、前ノ内、塩ノ平、大橋、草倉田、響取、石田、弥吾、大内、古館の一部、長久保、鹿ノ坂の一部、渡里沢の一部、石塚、秋台、柳作、大五郎内、高田の一部、王子平、梁瀬、曲ノ内、成亀、宝殿前、和久、入山、下ノ内、新屋敷、麦ノ内、外国見、国見、西ノ又、原 ※外楨投票区に編成されている「大字中野字井戸上の一部」は野木沢投票区へ再編
新田	新田ふれあいセンター	8 4 5				
沢田	沢田児童館	9 9 9	沢田	沢田自治センター	1, 4 5 7	大字沢井、大字新屋敷、大字赤羽 ※山沢投票区に編成されている「字猫啼の一部」は石川第1投票区へ、「大字山形字兎田、菖蒲沢、滝尻、五斗蒔、大豆久内、作田、八升蒔の一部、関田の一部、横山の一部」は山橋投票区へ再編
赤羽	赤羽集会所	2 9 9				
山沢	上沢井公民館	2 9 3				
山形	山形研修集会所	2 9 1	山橋	山橋自治センター	1, 1 5 1	大字山形、大字南山形、大字北山形、大字板橋
南山形	南山形集会所	2 3 5				
板橋	板橋ふれあいセンター	3 6 9				
北山形	北山形集会所	1 2 7				
双里	中谷自治センター	1, 2 7 2	中谷	中谷自治センター	2, 2 8 0	大字双里、大字形見、大字谷沢、大字坂路、大字谷地、大字中田
谷沢	谷沢公会堂	2 3 4				
谷坂	坂路公会堂	2 2 7				
中田	旧中谷第二小学校体育館	4 2 4				
母畑	旧母畑小学校体育館	4 4 4	母畑	旧母畑小学校体育館	8 2 4	大字母畑、大字湯郷渡、大字北山
上母畑	上母畑研修集会所	2 3 8				
羽貫田	北山研修集会所	1 4 2				
中野	野木沢自治センター	8 1 3	野木沢	野木沢自治センター	1, 9 5 3	大字中野、大字曲木、大字塩沢 ※実務上、塩沢投票区に編成されている「字響取の一部、石田の一部」は石川第2投票区へ再編
曲木	曲木研修集会所	3 9 7				
塩沢	塩沢農業構造改善センター	7 6 3				

(R6.12.2現在)

(R6.12.2現在)

6 投票区再編に伴う選挙ポスター掲示場の見直し

選挙ポスター掲示場は、公職選挙法第144条の2、公職選挙法施行令第111条及び石川町ポスター掲示場の設置に関する条例の規定により、投票区ごとに5か所から10か所の設置が必要であり、現在の法定設置数は146か所です。

投票区の再編に伴い、選挙ポスター掲示場の投票区ごとの法定設置数も変更になることから、投票区の再編と併せて選挙ポスター掲示場の設置数・設置場所も見直すことといたします。

7 投票区再編の効果

再編後、投票区は現行の21か所から7か所となり、最大で1.5倍ほどの差があった有権者数が、約4倍まで減らすことができます。投票所については、7か所に見直すことにより、投票管理者が14人（14投票所×1人）、投票立会人28人（14投票所×2人）、投票事務従事者約60人の人員を削減することができます。

選挙ポスター掲示場については、公職選挙法施行令第111条等の規定により、各投票区の選挙人名簿登録者数と面積から算定される現在の法定設置数146か所から、見直し後は54か所になります。

これらにより、選挙執行経費については、投票管理者報酬、投票立会人報酬、投票事務従事者手当及び選挙ポスター掲示場設置費等を削減することができ、1回の選挙あたり100万円から200万円程度の削減が見込まれます。

また、1投票区あたりの有権者数が増加することにより、投票管理者や投票立会人のなり手不足にも対応できます。

8 投票区再編の実施時期

石川町の投票区の数や区域の範囲等は、「石川町公職選挙等執行規程」に規定されており、同規程を改正することで再編を実施します。再編後の投票区・投票所は、「参議院議員通常選挙」から適用する予定です。

9 投票区再編への対応

投票区を再編することで投票所が遠くなる地区については、投票率の低下が懸念される場所ですが、それらの対応策として、投票所への移動支援や共通投票所の設置をするとともに、今後も国・県と連携し、様々な機会をとらえ、選挙の啓発を実施し、投票率の向上に努めてまいります。

また、投票所が変更になる地区を中心に、投票所の間違いないよう、新しい投票所の周知徹底を図ります。

なお、再編が実施された後においても、投票率の変化や町民の皆様からのご意見等により、検証・見直しを行います。選挙ごとに投票区を変更することは有権者に混乱をもたらす恐れがあり、事務的にも複雑になることから、一定期間における選挙の投票率の推移を見ながら、適宜改善を行っていくこととします。

【参考】近隣町村の投票区の状況

	面積	選挙人名簿 登録者数	投票区数	ポスター掲示場 設置数 ※（ ）は法定数
浅川町	37.43 km ²	5,032人	5か所	37か所 (36か所)
古殿町	163.29 km ²	3,992人	9か所	30か所 (70か所)
玉川村	46.67 km ²	5,227人	8か所	54か所 (55か所)
平田村	93.42 km ²	4,659人	6か所	50か所 (50か所)
【石川町】	115.71 km ²	12,017人	21か所	98か所 (146か所)